

ブランド化促進用パンフレット等作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

南魚沼市が実施する「ブランド化促進用パンフレット等作成業務」の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの手続き等については、次のとおりとする。

1. 目的

令和 3 年度から取り組む、地方創生推進交付金事業「みらいの雪国を創る人材育成及びしごと創生事業」において、南魚沼市のブランド化に資する人材（特産品を取扱う人、地域資源を活かした事業に取り組む人、リモートワークを行う人など）に焦点を当て、ライフスタイルを情報発信することで南魚沼市のブランド化を促進する。

情報発信に使用する媒体は冊子、ウェブサイトとし、市内外の多くの人に見てもらうことで、南魚沼市の雪や特産品などの地域資源の魅力により雪国の素晴らしさを訴求することを目的とする。

2. 委託の名称

ブランド化促進用パンフレット等作成業務委託

3. 契約期間

契約の日から令和 4 年 3 月 31 日まで

なお、令和 4 年度、令和 5 年度についても同内容で事業継続を予定しており、令和 3 年度の受託者を最優先として協議するものとする。

4. 委託料の上限額

2, 970, 000 円 (税込)

5. 委託業務内容

別紙「ブランド化促進用パンフレット作成業務委託仕様書」のとおり

6. プロポーザル参加資格基準

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる基準をすべて満たす者とする。

- (1) 南魚沼市内に、本店、支店又は営業所を有する事業者であること。
- (2) これまでに、南魚沼市又は新潟県内の市町村での各種パンフレット作製業務の受注実績を有すること。
- (3) 南魚沼市における入札参加資格審査規定に基づく入札参加資格を有する者。なお資

格を有していない者は、参加申込期限までに同規定による入札参加資格取得手続きを行うこと。

7. スケジュール及び企画提案書等の提出先

(1) スケジュール

項目	日程等
公告	令和3年4月5日(月)
参加申込書・質問書の受付	令和3年4月5日(月)～ 令和3年4月19日(月)午後4時
質問書に対する回答	令和3年4月20日(火)午後4時
企画提案書の受付期限	令和3年4月23日(金)午後4時
審査結果の通知	令和3年4月30日(金)予定
契約締結	令和3年4月30日(金)予定

(2) 企画提案書等の提出先及び問合せ先

①企画提案書等の提出先	〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町 180-1 南魚沼市役所本庁舎 2階 財政課契約検査班 TEL 025-773-6671 FAX 025-772-3055 E-mail : keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp
②募集要領及び仕様等の 問合せ先	〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町 180-1 南魚沼市役所本庁舎 2階 U&I ときめき課まちづくり班 TEL 025-773-6659 FAX 025-772-3055 E-mail : furusato@city.minamiuonuma.lg.jp

8. 参加申込書並びに質問の受付及び回答

(1) 参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

- ・提出様式…様式第1号「参加申込書(兼誓約書)」
- ・受付期間…「7.(1) スケジュール」に記載のとおり。
- ・提出方法…「7.(2) 応募書類等の提出先及び問合せ先 ①」に直接提出することとし、これ以外の方法による提出は認めない。

(2) 質問の受付

質問は参加予定の事業者が行い、下記のとおりとする。

- ・提出様式…様式第2号「質問書」
- ・受付期間…「7.(1) スケジュール」に記載のとおり。
- ・提出方法…「7.(2) 提案書類等の提出先及び問合せ先 ①」へ FAX または電子メールにて提出

(3) 質問に対する回答

参加申込書を提出したすべての事業者に対し、質問事項及びその回答を令和3年4月20日(火)までに電子メールにより回答することとし、回答は本要領及び仕様書と一体のものとして効力を有するものとする。なお、電話及び口頭等による個別対応は行わない。

9. 企画提案書の受付

提案者は、下記により必要書類を提出すること。

- ・受付期間…「7.(1) スケジュール」に記載のとおり。
- ・提出方法…「7.(2) 応募書類等の提出先及び問合せ先①」に直接提出することとし、これ以外の方法による提出は認めない。
- ・提出様式…下表「応募に関する提出書類一覧表」に掲げる書類。
- ・提出部数…下表「応募に関する提出書類一覧表」に掲げる部数。
- ・応募に関する提出書類一覧表

書類名	提出部数
①様式第3号「企画提案書(表紙)」	7部
②パンフレット・ウェブサイト等サンプルイメージ (提出は任意。手書きでのイメージも可)	7部
③企画提案に関する説明書 (様式任意。A4両面1枚まで)	7部
④業務実績様式任意 (過去5年以内の市又は市に準ずる団体での各種パンフレット作成業務の受注実績を3つ程度。南魚沼市以外の受注実績については契約書のコピーを添付。パンフレットのコピーがある場合は任意で提出)	7部
⑤見積書及び見積内訳書 (様式任意)	1部

10. 審査方法

- (1) 審査は、企画提案書の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- (2) 提出された企画提案書を「11.選考審査基準項目」で定める審査基準に基づき選考委員会により審査し、評価合計点が最も高い者を受託予定者として選定する。なお、同点の場合は、選定委員会にて協議の上、決定する。
- (3) 審査結果は、令和3年4月23日(金)(予定)に応募者全員に対してFAXで通知する。

(4) 本プロポーザルの審査の内容についての問合せには一切応じない。また、審査結果についての異議申立ては受け付けられないものとする。

11. 選考審査基準項目

評価項目及び評価内容	配点				
	秀	優	良	可	不可
評価項目①コンセプト 全体を通じて一貫性があり、南魚沼市のブランド化を促進する内容になっているか	5点	4点	3点	1点	0点
評価項目②デザイン 南魚沼市が目指すブランド化の促進が、パンフレット等のデザインになっているか	5点	4点	3点	1点	0点
評価項目③情報発信力 パンフレット・ウェブサイト等に効果的な情報発信ができる工夫がなされているか	5点	4点	3点	1点	0点
評価項目④見積額 委託予定価格の上限額(2,970,000円)から見積額が10%(297,000円)低く設定されているごとに1点加点(最高3点・最低0点)	3点 ~ 0点				
評価点	点(18点満点中)				

12. 契約等

(1) 契約先

審査の結果、合計評価点が最も高い事業者と契約の交渉(提案書等の修正協議を含む。)を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 企画提案書に虚偽の記載があった場合。
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ③ 契約締結時点において「6. 委託業者参加資格基準」を満たしていない場合。
- ④ その他、本要領の内容に違反する場合。

13. その他

(1) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類はその理由に関わらず返却しない。

- (3) 提出後の書類の差し替えや修正、追加等は認めない。ただし、市から要請があったものについてはこの限りではない。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書等は、南魚沼市情報公開条例に準じて、公開することがある。

《添付資料》

様式 第1号～第3号